

あなたの力を金ヶ崎町のために

町職員募集！

令和4年4月採用の町職員を募集します。
■申込先・圃 総務課 秘書職員係 (内線 2315)

試験職種	受験資格 (次の全てを満たすこと)	採用人数
一般行政	▶平成6年4月2日以降に生まれた人▶高等学校卒業以上の学歴を有する人 (令和4年3月卒業見込みを含む)	3人程度
一般行政 (障がい者)	▶平成元年4月2日以降に生まれた人▶高等学校卒業以上の学歴を有する人 (令和4年3月卒業見込みを含む)▶次のいずれかの手帳の交付を受けている人 (受験申込日および受験日当日において有効であること) ㊦身体障害者手帳㊧都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳㊨精神障害者保健福祉手帳	1人
一般行政 (情報)	▶昭和59年4月2日以降に生まれ、次のいずれかの試験に合格している人 ㊩基本情報技術者試験㊪応用情報技術者試験㊫ネットワークスペシャリスト試験㊬情報セキュリティスペシャリスト試験	1人
土木技師	▶昭和59年4月2日以降に生まれた人▶技術士 (補)、測量士 (補) または土木施工管理技士 (1級もしくは2級) のいずれかの資格を有する人 (令和3年度に実施される資格試験によりこれらの資格を取得する見込みの人を含む)	1人
建築技師	▶昭和59年4月2日以降に生まれた人▶建築士 (1級もしくは2級) の資格を有する人 (令和3年度に実施される資格試験によりこれらの資格を取得する見込みの人を含む)	1人
保健師	▶平成元年4月2日以降に生まれた人▶保健師免許を有する人 (令和4年3月までに取得する見込みの人を含む)	1人
薬剤師	▶昭和55年4月2日以降に生まれた人▶薬剤師免許を有する人 (令和4年3月までに取得する見込みの人を含む)	1人

- 申込期限 8月18日(水)まで ※郵送の場合も同じ (必着)
- 申込書 役場総務課秘書職員係で配付しているほか、町のホームページからダウンロードできます。
- 一次試験日程 9月19日(日)

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が減免になります

次の要件を満たす人は、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が減免になります。

対象者	減免される保険税または保険料	減免割合	要件
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	全額	下記①～③の全てに該当する人
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる人	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	所得に応じ一部	

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとの収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象になるか不明な人や申請に必要な書類については問い合わせください。

圃 税務課 (内線 2118)

マイナンバーカードの申請サポートを始めます

マイナンバーカードの申請をお手伝いします。

- サポートの内容 マイナンバーカードを作るための顔写真の撮影から申請完了までを職員がマイナンバーカード申請用タブレットを用いて補助します。
 - 日時 7月19日(月)から(平日午前9時～午後5時)
 - 場所 役場庁舎1階住民課
 - 持ち物 ①通知カード②本人確認書類 (運転免許証・旅券・在留カードなど公的機関発行の顔写真のあるもの1点または健康保険証・年金手帳など公的機関発行の顔写真のないもの2点) ※公的機関発行の顔写真のある本人確認書類がない人は、事前に問い合わせください。③住民基本台帳カード (持っている人のみ)
 - 注意点 ▶申請は必ず本人が来庁してください。15歳未満の人、成年後見人の場合は、必ず法定代理人が同行してください。▶暗証番号 (4桁の数字及び6桁以上16桁以内の英数字) を設定しますので、事前にご準備ください。▶マイナンバーカードは、申請からおよそ1カ月～1カ月半後に本人限定受取郵便などでご自宅に郵送します。
- 圃 住民課 (内線 2127)

国保・後期高齢者被保険者証等を更新します

◎新しい保険証を郵送します

現在お持ちの国民健康保険証、高齢受給者証などは7月31日が有効期限です。8月1日からの新しい保険証は7月末に郵送します。新しい保険証が届いたら、内容をご確認ください。

■国民健康保険証

- ▶70歳未満…国民健康保険証
- ▶70歳以上75歳未満…国民健康保険証、高齢受給者証

■後期高齢者医療保険証

75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の人 (後期高齢者医療広域連合から認定を受けている人)

◎福祉医療費受給者証も更新します

子ども、ひとり親家庭、寡婦、重度心身障がい者の福祉医療費受給者証は7月31日が有効期限です。8月1日からの新しい受給者証は7月末に郵送します。

◎国保・後期高齢者医療限度額適用認定証は手続きが必要です

入院の際に必要な「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請により交付しています。必要な場合 (入院中または入院予定の人など) は新しい保険証と印かんを持参のうえ、8月1日以降に住民課窓口へ申請してください。

◎限度額適用認定証を活用してください

手術や入院等により医療費が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」を取得し、保険証等と併せて医療機関等に提示してください。限度額適用認定証の有効期限は毎年7月31日です。

引き続き使用する場合は8月中の申請手続きが必要となります (8月中の申請により8月1日から適用の認定証が交付になります)。

圃 住民課 (内線 2126・2125)

令和3年度

国民健康保険税の納税通知書を送付しました

令和3年度の税率および改正点は次のとおりです。内容をご確認のうえ、納期限までに納付してください。

令和3年度国民健康保険税率

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
所得割	7.50%	2.00%	2.00%
均等割 (円/人)	19,000円	7,000円	5,000円
平等割 (円/世帯)	22,000円	6,000円	5,000円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

※介護納付金分は40歳～64歳の人を対象
※所得割…加入者ごとに前年の総所得から基礎控除額 (43万円) を差し引き、表の税率を乗じた額の合算

圃 税務課 (内線 2118)

令和3年度改正点

一定の給与所得者等 (※) が2人以上いる世帯は、個人所得課税の見直し (令和3年1月1日施行) 後において、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を鑑みて軽減基準額の見直しを行いました。
※一定の給与所得者等…給与収入が55万円を超える人や、公的年金収入が60万円 (65歳未満) または125万円 (65歳以上) を超える人。

- 7割軽減の基準額 (改正後) 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
- 5割軽減の基準額 (改正後) 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
- 2割軽減の基準額 (改正後) 43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)